

市区町村別集計項目（推進体制等）

市区町村別集計項目（推進体制等）											徳島県						
											市区町村数	24					
都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	問1			問2－1	問2－2	男女共同参画に関する条例				男女共同参画に関する計画 （2024年4月1日現在で有効なもの）					
			担当課(室)名	所属	事務所掌	庁内連絡会議の有無	諮問機関の有無	問3－1 有			問3－1 無	問4－1 有				問4－1 無	
								問3－2 条例名称	問3－2 公布日(西暦)	問3－2 施行日(西暦)	問3－3 現在の状況	問4－2 計画名称	問4－2 計画期間	問4－2 女性活躍推進法との関係	問4－3 計画策定の方法	問4－4 現在の状況	
						5	4	2					17				
36	201	徳島市	男女共同参画センター	1	1	1	1				4	第4次男女共同参画プラン・とくしま	2023年4月口 ～ 2028年3月口	1	1		
36	202	鳴門市	人権推進課	1	2	1	1										
36	203	小松島市	人権推進課	1	2	2	2				4	第3次小松島市男女共同参画計画	2024年4月1日 ～ 2034年3月31日	1	1		
36	204	阿南市	人権・男女共同参画課	1	1	1	1	阿南市男女共同参画推進条例	2006年9月22日	2006年9月22日		第4次阿南市男女共同参画基本計画	2024年4月1日 ～ 2029年3月31日	1	1		
36	205	吉野川市	市民部 人権課	1	2	2	1	吉野川市男女共同参画推進条例	2007年3月28日	2007年4月1日		吉野川市第4次男女共同参画基本計画	2024.4.1 ～ 2029.3.31	1	1		
36	206	阿波市	阿波市市民部人権課	1	2	2	2				4	阿波市男女共同参画基本計画(第4次)	2024年4月 ～ 2029年3月	1	1		
36	207	美馬市	くらし・人権課	1	2	1	2				4	美馬市男女共同参画基本計画(第3次)	2020年4月1日 ～ 2025年3月31日	1	1		
36	208	三好市	市民課人権室	1	2	2	2				4	三好市男女共同参画基本計画	2024年4月 ～ 2029年3月	1	1		
36	301	勝浦町	住民課	1	2	2	2				4	勝浦町男女共同参画基本計画	2022年4月 ～ 2027月3月	1	1		
36	302	上勝町	住民課	1		2	2				3					2	
36	321	佐那河内村	総務課	1	2	2	2				4	佐那河内村総合計画	2020年4月1日 ～ 2025年3月31日	2	2		
36	341	石井町	社会教育課	2	2	2	2				4					2	
36	342	神山町	教育委員会事務局	2	2	2	2				4					2	
36	368	那賀町	総務課	1	2	2	2					那賀町まちづくり計画	2007年4月1日 ～ 2025年3月31日	2	2		
36	383	牟岐町	総務課	1	1	2	2				4					2	
36	387	美波町	総務課	1	2	2	2				4	(第3次美波町総合計画)	2023年4月 ～	2	2		
36	388	海陽町	長寿福祉人権課		2	2	2				4	海陽町部落差別撤廃・人権擁護に関する総合計画	2022年2月21日 ～	2	2		
36	401	松茂町	総務課	1	2	2	2				3	松茂町男女共同参画計画	2020年度 ～ 2024年度	1	1		
36	402	北島町	総務課	1	2	2	2				2					1	
36	403	藍住町	政策推進室	1	2	1	2				4	第3次藍住町男女共同参画プラン	2019年4月1日 ～ 2024年12月31日	1	1		
36	404	板野町	人権コミュニティ課	1		2	2				4	第五次板野町振興計画(後期基本計画)	2020年4月1日 ～ 2025年3月31日	1	2		
36	405	上板町	住民人権課	1	2	2	2				4					2	
36	468	つるぎ町	総務課	1	2	2	2				4	第3次つるぎ町男女共同参画推進計画	2022年度 ～ 2026年度	1	1		
36	489	東みよし町	企画課	1	2	2	2				2	第2次東みよし町総合計画	2020年12月 ～ 2029年12月	2	2		

＜選択肢回答＞

所属

- 1 首長部局
- 2 教育委員会

庁内連絡会議

- 1 有
- 2 無

男女共同参画に関する条例

現在の状況

- 1 2025年3月末までの制定を目途に検討中
- 2 2024年度以降の制定を目途に検討中
- 3 その他
- 4 検討していない

男女共同参画に関する計画

女性活躍推進法の推進計画との関係

- 1 一体
- 2 一体でない

計画の策定方法(総合計画の一部として策定している場合、「問4－2 計画名称」は括弧書きで表記)

- 1 単独計画として策定
- 2 総合計画の一部として策定

現在の状況

- 1 策定予定有
- 2 策定予定無

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画・女性のための総合的な施設(2024年4月1日現在で開設済の施設)															
			問6-1		問6-4 所在地等						問6-3 施設 形態		問6-5 管理・運営主体					
					施設管理	事業運営												
			名称	愛称・通称		郵便番号	住所	電話番号	FAX番号	ホームページ	単 独	複 合	直 営	指定 管理者 その他	直 営	指定 管理者 その他		
			2						1	1	2	0	0	2	0	0		
36	201	徳島市	徳島市男女共同参画センター		770-0834	徳島市元町1丁目24番地 アミビル4階	088-624-2611	088-624-2612	https://www.city.tokushima.tokushima.jp/shisetsu/sonota/josei_center.html	○		○			○			
36	202	鳴門市	鳴門市女性支援センター(旧:鳴門市女性子ども支援センター)	ぱあとなー	772-8501	徳島県鳴門市撫養町南浜字東浜170番地	088-684-1148	088-684-1309	https://www.city.naruto.tokushima.jp/kurashi/jinken/jinken/joseishien/index.html		○	○			○			
36	203	小松島市																
36	204	阿南市																
36	205	吉野川市																
36	206	阿波市																
36	207	美馬市																
36	208	三好市																
36	301	勝浦町																
36	302	上勝町																
36	321	佐那河内村																
36	341	石井町																
36	342	神山町																
36	368	那賀町																
36	383	牟岐町																
36	387	美波町																
36	388	海陽町																
36	401	松茂町																
36	402	北島町																
36	403	藍住町																
36	404	板野町																
36	405	上板町																
36	468	つるぎ町																
36	489	東みよし町																

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画・女性のための総合的な施設 (2024年4月1日現在で開設済の施設)														
			問6-1 名称	問6-2 設立年月日	問6-6 職員数(人)		問6-7 予算額(千円)	問6-8 主な事業									
					常勤(雇用が ない職員)	非常勤(雇用が ある職員)		広報啓発	講座	相談事業	情報収集・提供	苦情処理	交流促進	企業・NPOとの連携	国際交流	調査研究	その他
			2					2	2	2	1	0	0	0	0	0	
36	201	徳島市	徳島市男女共同参画センター	2000年6月10日	3	3	10,801	○	○	○	○						男女共同参画社会づくりを目的とする団体への支援口
36	202	鳴門市	鳴門市女性支援センター(旧:鳴門市女性子ども支援センター)	2010年4月1日	2	1	2,215	○	○	○							
36	203	小松島市															
36	204	阿南市															
36	205	吉野川市															
36	206	阿波市															
36	207	美馬市															
36	208	三好市															
36	301	勝浦町															
36	302	上勝町															
36	321	佐那河内村															
36	341	石井町															
36	342	神山町															
36	368	那賀町															
36	383	牟岐町															
36	387	美波町															
36	388	海陽町															
36	401	松茂町															
36	402	北島町															
36	403	藍住町															
36	404	板野町															
36	405	上板町															
36	468	つるぎ町															
36	489	東みよし町															

都 道 府 県 コ ー ド	市 区 町 村 コ ー ド	市 区 町 村 名	男女共同参画に関する宣言			問5 首 長、自 治 会 長 等 の 状 況（2024年7月1日現在）														
			問7-1			市 区 長 数	うち 女性市区長数	女性比率 （%）	副 市 区 長 数	うち 女性副市区長数	女性比率 （%）	町 村 長 数	うち 女性町村長数	女性比率 （%）	副 町 村 長 数	うち 女性副町村長数	女性比率 （%）	自 治 会 長 数	うち 女性自治会長数	女性比率 （%）
			宣 言 年 月 日	宣 言 名 称	宣 言 の 形 態															
				1		8	1	12.5	12	0	0.0	16	0	0.0	17	0	0.0	3,299	442	13.4
36	201	徳島市				1	0	0.0	2	0	0.0							957	160	16.7
36	202	鳴門市	2012年2月4日	鳴門市男女共同参画都市宣言	1	1	0	0.0	1	0	0.0							14	0	0.0
36	203	小松島市				1	0	0.0	1	0	0.0							0	0	
36	204	阿南市				1	0	0.0	2	0	0.0							0	0	
36	205	吉野川市				1	0	0.0	1	0	0.0							355	41	11.5
36	206	阿波市				1	0	0.0	1	0	0.0							365	33	9.0
36	207	美馬市				1	0	0.0	2	0	0.0							305	35	11.5
36	208	三好市				1	1	100.0	2	0	0.0							0	0	
36	301	勝浦町										1	0	0.0	1	0	0.0	16	0	0.0
36	302	上勝町										1	0	0.0	1	0	0.0	11	0	0.0
36	321	佐那河内村										1	0	0.0	1	0	0.0	47	8	17.0
36	341	石井町										1	0	0.0	1	0	0.0	130	8	6.2
36	342	神山町										1	0	0.0	1	0	0.0	174	26	14.9
36	368	那賀町										1	0	0.0	1	0	0.0	196	32	16.3
36	383	牟岐町										1	0	0.0	1	0	0.0	27	1	3.7
36	387	美波町										1	0	0.0	1	0	0.0	30	0	0.0
36	388	海陽町										1	0	0.0	1	0	0.0	0	0	
36	401	松茂町										1	0	0.0	1	0	0.0	20	1	5.0
36	402	北島町										1	0	0.0	1	0	0.0	0	0	
36	403	藍住町										1	0	0.0	2	0	0.0	134	31	23.1
36	404	板野町										1	0	0.0	1	0	0.0	53	0	0.0
36	405	上板町										1	0	0.0	1	0	0.0	148	30	20.3
36	468	つるぎ町										1	0	0.0	1	0	0.0	173	25	14.5
36	489	東みよし町										1	0	0.0	1	0	0.0	144	11	7.6

<選択肢回答>
男女共同参画に関する宣言
宣言の形態
1 首長声明
2 議会の議決
3 庁内連絡会議の決定
4 その他

調査表4－4
市区町村別集計項目(審議会委員への女性の登用)No1

徳島県

調査時点コード	1	2024年4月1日	2	その他
---------	---	-----------	---	-----

都道府県	市区町村コード	市区町村名	目標設定の対象である審議会等の目標及び現状値							問8-2 目標設定の対象である審議会等の範囲	問9 地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況	問10 地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況	問9-1						調査時点コード																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
			問8-1			問8-2							(再掲)市町村防災会議(委員のみ)			(再掲)市町村防災会議(会長を含む)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
			目標値 (%)	目標達成期限	目標値	審議会等数	うち女性を含む委員数	総委員数	うち女性等数				女性比率(%)	審議会等数	うち女性を含む委員数	総委員数	うち女性等数	女性比率(%)	委員会等数	うち女性を含む委員数	総委員数	うち女性等数	女性比率(%)	総委員数	うち女性委員	女性比率(%)	総委員数	うち女性委員	女性比率(%)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														</

都 道 府 県 コ ー ド	市 区 町 村 コ ー ド	市 区 町 村 名	目標設定の対象である審議会等の目標及び現状値						目標設定の対象である審議会等の 範囲				問9 地方自治法(第202条の3)に基 づく審議会等における登用状況					問10 地方自治法(第180条の5)に基 づく委員会等における登用状況					(再掲) 市町村防災会議 (委員のみ)			(再掲) 市町村防災会議 (会長を含む)		
			目 標 値 (%)	目 標 年 度	審 議 会 等 数	うち を 含 む 数 女性 委員	総 委 員 数	うち 等 数 女性 委員	女性 比 率 (%)		審 議 会 等 数	うち を 含 む 数 女性 委員	総 委 員 数	うち 等 数 女性 委員	女性 比 率 (%)	委 員 会 等 数	うち を 含 む 数 女性 委員	総 委 員 数	うち 等 数 女性 委員	女性 比 率 (%)	総 委 員 数	うち 数 女性 委員	女性 比 率 (%)	総 委 員 数	うち 数 女性 委員	女性 比 率 (%)		
														9	9	241	101	41.9	0	0	0	0						
		徳島市												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0					
		鳴門市												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0					
		小松島市												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0					
		阿南市												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0					
		吉野川市												2	2	85	37	43.5	0	0	0	0	0.0					
		阿波市												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0					
		美馬市												1	1	50	17	34.0	0	0	0	0	0.0					
		三好市												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0					
		勝浦町												2	2	21	13	61.9	0	0	0	0	0.0					
		上勝町												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0					
		佐那河内村												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0					
		石井町												2	2	28	12	42.9	0	0	0	0	0.0					
		神山町												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0					
		那賀町												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0					
		牟岐町												0	0	0	0	0.0										
		美波町												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0					
		海陽町												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0					
		松茂町												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0					
		北島町												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0					
		藍住町												2	2	57	22	38.6	0	0	0	0	0.0					
		板野町												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0					
		上板町												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0					
		つるぎ町												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0					
		東みよし町												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0					

調査時点コード	1	2024年4月1日	2	その他
---------	---	-----------	---	-----

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	問11-1 管理職の在職状況																			問11-2 職務上の地位別職員在職状況															問11-2		問11-5 本庁の防災・危機管理部局への配置状況						問11-5			
			管理職						うち一般行政職						課長補佐						係長						調査時点コード	その他	防災・危機管理部局職員数	うち管理職				調査時点コード	その他													
			管理職総数	うち管理職数	女性比率	うち一般行政職			部局長相当職	うち女性数	女性比率(%)	うち一般行政職			次長相当職	うち女性数	女性比率(%)	うち一般行政職			課長補佐相当職	うち女性数	女性比率(%)	うち一般行政職						係長相当職	うち女性数	女性比率(%)	係長相当職			うち女性数	女性比率(%)	係長相当職	うち女性数	女性比率(%)								
						管理職総数	うち女性管理職数	女性比率(%)				部局長相当職	うち女性数	女性比率(%)				次長相当職	うち女性数	女性比率(%)				課長補佐相当職	うち女性数	女性比率(%)	係長相当職	うち女性数	女性比率(%)																			
			972	249	25.6	747	170	22.8	98	10	10.2	88	9	10.2	107	19	17.8	81	13	16.0	767	220	28.7	578	148	25.6	1,368	656	48.0	974	410	42.1	1,450	632	43.6	887	345	38.9			134	18	13.4	35	2	5.7		
36	201	徳島市	149	20	13.4	96	11	11.5	16	1	6.3	13	1	7.7	46	8	17.4	28	3	10.7	87	11	12.6	55	7	12.7	115	25	21.7	93	21	22.6	292	78	26.7	200	53	26.5	1		14	2	14.3	5	0	0.0	1	
36	202	鳴門市	80	17	21.3	69	12	17.4	11	1	9.1	11	1	9.1	10	1	10.0	9	1	11.1	59	15	25.4	49	10	20.4	102	37	36.3	66	22	33.3	177	65	36.7	96	41	42.7	1		7	1	14.3	3	1	33.3	1	
36	203	小松島市	60	11	18.3	50	8	16.0	10	2	20.0	9	2	22.2	7	3	42.9	7	3	42.9	43	6	14.0	34	3	8.8	78	39	50.0	53	25	47.2	146	77	52.7	92	44	47.8	1		7	1	14.3	4	0	0.0	1	
36	204	阿南市	81	15	18.5	64	12	18.8	16	1	6.3	15	1	6.7	1	0	0.0	0	0	0.0	64	14	21.9	49	11	22.4	204	102	50.0	139	62	44.6	91	42	46.2	33	9	27.3	1		9	1	11.1	2	0	0.0	1	
36	205	吉野川市	64	16	25.0	56	12	21.4	11	0	0.0	10	0	0.0	9	3	33.3	9	3	33.3	44	13	29.5	37	9	24.3	91	46	50.5	75	32	42.7	21	7	33.3	18	7	38.9	1		7	1	14.3	2	0	0.0	1	
36	206	阿波市	53	11	20.8	53	11	20.8	10	0	0.0	10	0	0.0	15	1	6.7	15	1	6.7	28	10	35.7	28	10	35.7	88	53	60.2	71	36	50.7	29	14	48.3	20	5	25.0	1		6	0	0.0	1	0	0.0	1	
36	207	美馬市	76	19	25.0	51	9	17.6	9	2	22.2	7	2	28.6	12	1	8.3	6	0	0.0	55	16	29.1	38	7	18.4	73	32	43.8	45	15	33.3	64	19	29.7	29	10	34.5	1		6	0	0.0	2	0	0.0	1	
36	208	三好市	57	22	38.6	51	17	33.3	10	1	10.0	8	0	0.0	3	2	66.7	3	2	66.7	44	19	43.2	40	15	37.5	183	100	54.6	146	67	45.9	77	45	58.4	55	29	52.7	1		4	0	0.0	1	0	0.0	1	
36	301	勝浦町	12	4	33.3	12	4	33.3	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	12	4	33.3	12	4	33.3	11	5	45.5	11	5	45.5	11	4	36.4	11	4	36.4	1		2	0	0.0	0	0	0.0	1	
36	302	上勝町	17	7	41.2	15	6	40.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	17	7	41.2	15	6	40.0	6	3	50.0	6	3	50.0	8	3	37.5	5	1	20.0	1		5	2	40.0	2	1	50.0	1	
36	321	佐那河内村	9	1	11.1	9	1	11.1	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	9	1	11.1	9	1	11.1	16	7	43.8	16	7	43.8	9	5	55.6	9	5	55.6	1		8	3	37.5	1	0	0.0	1	
36	341	石井町	30	14	46.7	18	7	38.9	0	0	0.0	0	0	0.0	4	0	0.0	4	0	0.0	26	14	53.8	14	7	50.0	36	19	52.8	25	11	44.0	88	54	61.4	57	30	52.6	1		4	1	25.0	1	0	0.0	1	
36	342	神山町	12	5	41.7	12	5	41.7	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	12	5	41.7	12	5	41.7	28	14	50.0	28	14	50.0	20	11	55.0	20	11	55.0	1		12	3	25.0	1	0	0.0	1	
36	368	那賀町	26	2	7.7	23	1	4.3	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	26	2	7.7	23	1	4.3	59	24	40.7	42	13	31.0	103	56	54.4	43	18	41.9	1		3	0	0.0	1	0	0.0	1	
36	383	牟岐町																																														
36	387	美波町	20	4	20.0	16	4	25.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	20	4	20.0	16	4	25.0	24	15	62.5	16	9	56.3	23	3	13.0	19	3	15.8	1		3	0	0.0	1	0	0.0	1	
36	388	海陽町	26	5	19.2	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	26	5	19.2	0	0	0.0	15	4	26.7	0	0	0.0	21	9	42.9	0	0	0.0	1		8	1	12.5	0	0	0.0	1	
36	401	松茂町	24	14	58.3	19	10	52.6	4	2	50.0	4	2	50.0	0	0	0.0	0	0	0.0	20	12	60.0	15	8	53.3	20	10	50.0	15	7	46.7	20	8	40.0	14	6	42.9	1		2	0	0.0	1	0	0.0	1	
36	402	北島町	17	7	41.2	13	6	46.2	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	17	7	41.2	13	6	46.2	62	27	43.5	27	13	48.1	34	21	61.8	16	8	50.0	1		5	1	20.0	1	0	0.0	1	
36	403	藍住町	24	14	58.3	17	8	47.1	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	24	14	58.3	17	8	47.1	36	31	86.1	16	11	68.8	36	22	61.1	19	9	47.4	1		2	0	0.0	1	0	0.0	1	
36	404	板野町	17	6	35.3	13	5	38.5	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	17	6	35.3	13	5	38.5	12	7	58.3	7	2	28.6	39	23	59.0	26	12	46.2	1		2	0	0.0	0	0	0.0	1	
36	405	上板町	31	8	25.8	26	8	30.8	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	31	8	25.8	26	8	30.8	12	4	33.3	10	4	40.0	31	22	71.0	19	12	63.2	1		5	0	0.0	2	0	0.0	1	
36	468	つるぎ町	64	17	26.6	47	7	14.9	1	0	0.0	1	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	63	17	27.0	46	7	15.2	67	40	59.7	48	26	54.2	61	22	36.1	52	17	32.7	1		10	1	10.0	2	0	0.0	1	
36	489	東みよし町	23	10	43.5	17	6	35.3	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	23	10	43.5	17	6	35.3	30	12	40.0	19	5	26.3	49	22	44.9	34	11	32.4	1		3	0	0.0	1	0	0.0	1	

調査時点	議会関係は2024年7月1日（その他2024年4月1日）
------	------------------------------

都道府県	市区町村	市区町村名	問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。		市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 す る 調 査																			
					問12-1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問12-2 問1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問12-3 問1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問12-4 問3で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-5 問1で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。		問12-6 問5で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1～4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 個別の各事由を明記した規定がある。 2. 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。 3. 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4. 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。 (2及び3の場合を除く。)												
徳島県	徳島市	徳島市	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	左記で、1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	議 会 名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。		1. あり 2. なし 3. その他	その他具具体例		配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他						
			14			1の合計	23	0	21		3								22	22	22	22	22	16
			3			2の合計	0	11	1		19								1	1	1	1	1	0
			1			3の合計	0	11			1								0	0	0	0	0	0
			5			4の合計	1	0											0	0	0	0	0	2
36	201	徳島市	1	第2条第4項 市長は、前3項の規定により、職員又は新たに職員として採用される者(次項において「職員等」という。)から旧姓使用承認申請書の提出があった場合は、法令上又は実務上特段の支障が生じると人事課長が認めるときを除き、旧姓の使用を承認するものとする。	徳島市議会	1	2	1	徳島市議会会議規則 第2条 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1						
36	202	鳴門市	1		鳴門市議会	1				2			1	1	1	1	1	1						
36	203	小松島市	1	小松島市職員旧姓使用取扱要綱 第2条 職員は、市長の承認を受けて、法令及び条例等の規定に接触する恐れがなく、かつ、専ら組織内で使用する文書、軽易な文書等で職務遂行上又は事務処理上支障がないものについて、旧姓を使用することができる。	小松島市議会	1	2	1	小松島市議会会議規則 第2条第2項 議員は、出産のために出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	3	出産については適用除外としている。		1	1	1	1	1	1						
36	204	阿南市	1	阿南市職員の旧姓使用に関する取扱要領 第1条 この要領は、婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)によって戸籍上の氏を改めた職員が、改正前の氏(以下「旧姓」という。)を職場において使用することに関し、必要な事項を定めるものとする。以下条文において規定	阿南市議会	1	2	1	阿南市議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1						
36	205	吉野川市	4		吉野川市議会	1	2	1	吉野川市議会会議規則 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1						
36	206	阿波市	2		阿波市議会	1	2	1	阿波市議会会議規則 (欠席の届出)第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の会議時刻までに議長に届け出なければならない。2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1						
36	207	美馬市	1	美馬市職員旧姓使用取扱規程 (旧姓の使用) 第3条 職員は、市長の承認を受けて、法令及び条例等の規定に抵触するおそれなく、かつ、専ら組織内で使用する文書、軽易な文書等で職務遂行上又は事務処理上支障がないものについて、旧姓を使用することができる。	美馬市議会	1	2	1	美馬市議会会議規則 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1						
36	208	三好市	1	三好市職員旧姓使用要項、三好市立学校教職員旧姓使用取扱要綱 三好市職員旧姓使用要項 第1条 この訓令は、三好市に勤務する一般職に属する職員(以下「職員」という。)で、婚姻その他の理由により姓を改めるものが、旧姓を使用する場合の使用基準及び手続きを定めるものとする。 三好市立学校教職員旧姓使用取扱要綱 第1条 この訓令は、教職員が互いに個性を尊重し、能力を発揮しやすい職場環境の整備を図るために、教職員が婚姻、養子縁組その他の事由によって戸籍上の氏を改めた後も、以前使用していた氏(以下「旧姓」という。)を職場において使用することに関し必要な事項を定めるものとする。	三好市議会	1	2	1	三好市議会会議規則 (欠席の届出) 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	1	三好市議会議員の議員報酬等の特例に関する条例 (議員報酬の減額) 第3条第1項 議員が疾病その他の事由により、市議会の会議等を長期欠席した場合の議員報酬の額は、当該議員が受け取るべき議会の報酬額に、次の表に掲げる長期欠席の期間の区分に応じた割合を乗じて得た額とする。 <table><tr><th>長期欠席の期間</th><th>割合</th></tr><tr><td>90日を超え180日以下であるとき</td><td>100分の70</td></tr><tr><td>180日を超え365日以下であるとき</td><td>100分の50</td></tr><tr><td>365日を超えるととき</td><td>100分の70</td></tr></table> (適用除外) 第5条第1項 長期欠席の期間が次の各号に掲げる事由により生じた場合には前2条の規定は適用しない。 (2)その他議長がやむを得ないと認める事由である場合	長期欠席の期間	割合	90日を超え180日以下であるとき	100分の70	180日を超え365日以下であるとき	100分の50	365日を超えるととき	100分の70	1	1	1	1	1
長期欠席の期間	割合																							
90日を超え180日以下であるとき	100分の70																							
180日を超え365日以下であるとき	100分の50																							
365日を超えるととき	100分の70																							
36	301	勝浦町	1	勝浦町職員旧姓使用要綱 (旧姓使用の承認申請) 第3条 職員は、旧姓を使用しようとするときは、旧姓使用承認申請書(様式第1号)により、あらかじめ町長の承認を受けなければならない。 2 前項の旧姓使用承認申請書は、勝浦町職員服務規程(昭和44年勝浦町規程第2号)第15条第2項に規定する履歴事項の変更の届出に併せて、所属長を経由して町長に提出するものとする。 (承認) 第4条 町長は、旧姓の使用を承認したときは、旧姓使用承認通知書(様式第2号)により、所属長を経由して当該職員に通知するものとする。□	勝浦町議会	1	3	1	勝浦町議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1							

都 道 区	府 市 町 村	区 町 村 名	問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。		市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 す る 調 査																			
					問12-1	問12-2	問12-3	問12-4	問12-5		問12-6	問12-7												
					議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問3で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問1で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。		問5で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1～4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 個別の各事由を明記した規定がある。 2. 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。 3. 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4. 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。 (2及び3の場合を除く。)												
					議 会 名				1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例			配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他						
36	302	上勝町	1	上勝町職員旧姓使用取扱要綱 (旧姓の使用)第2条 職員は、町長の承認を受けて、次条に定めるものに限り、旧姓を使用することができる。	上勝町議会	1	3	1	上勝町議会会議規則 (欠席の届出)第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1						
36	321	佐那河内村	4		佐那河内村議会	1	2	1	佐那河内村議会会議規則 第2条第2項 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1						
36	341	石井町	2		石井町議会	1	3	1	石井町議会会議規則第2条第2項 第2条 議員は公務、疾病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由をつけ、当日の開議時間までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のために出席できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過するまでの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1						
36	342	神山町	2		神山町議会	1	3	1	神山町議会会議規則 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。	2			1	1	1	1	1							
36	368	那賀町	1	那賀町職員の旧姓使用に関する要項 (旧姓の使用)第3条 旧姓を使用することができる文書等は、次の各号のいずれにも該当するものであって、おおむね別表第1に掲げる基準に該当するものとする。(1)旧姓を使用しても法令等に抵触するおそれのないもの(2)職務遂行上支障がないと認められるもの2前項に規定するもの以外であって、別表2に掲げる基準に該当する文書等には、旧姓を使用することができる。	那賀町議会	1	2	1	那賀町議会会議規則 (欠席の届出)第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない自由のため出席できないときは、その理由をつけ、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までに範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	1			那賀町議会議員の特例に関する条例 (議員報酬の減額)第3条 議員が自己都合、疾病等により、議会活動を引き続き長期間休止したときの議員報酬は、その職に応じた議員報酬に、会議等を欠席した日から次に議会等に出席した日の前日までの期間以下「議会活動ができない期間」という。)に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額を支給するものとする。議会活動ができない期間、割合90日を超え180日以下であるとき 100分の70 180日を超えるとき 100分の50 2前項の規定は、議会活動ができない期間が90日を経過する日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月以下「減額月」という)から、減額月の議員報酬月額を基礎として適用する。ただし、議員資格を失う等減額月に受けるべき議員報酬がないときは、前項の規定は適用しない。3 第1条の規定により議員報酬の減額を受けている議員が議員活動を再開したときは、議員活動を再開した日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月、以下「解除月」という)から報酬の減額を解除する。ただし、減額を開始した月と解除月が同じ月にあたるときは、解除月はその翌月とする。						1	1	1	1	1	1
36	383	牟岐町			牟岐町議会	1	3	2		2			2	2	2	2	2	4						
36	387	美波町	3		美波町議会	1	2	1	美波町議会会議規則 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1						
36	388	海陽町	1	海陽町職員旧姓使用取扱要項		4																		
36	401	松茂町	4		松茂町議会	1	3	1	松茂町議会会議規則 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	1			松茂町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例 第2条 議員の議員報酬(以下「報酬」という。)は議長、副議長及び議員の別に支給するものとし、その額は、それぞれ次のとおりとする。 (省略) 5 前各項の規定にかかわらず、議長、副議長又は議員が長期にわたり議員活動ができないときは、その期間は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額の報酬を翌月から支給する。ただし、議員活動ができない期間が1年6ヶ月を超える場合は、報酬を翌月から支給しない。 (1) 議員活動ができない期間が180日を超え365日以下である場合 当該期間の報酬月額に100分の30を乗じて得た額を減じた額 (2) 議員活動ができない期間が365日を超える場合 当該期間の報酬月額に100分の50を乗じて得た額を減じた額						1	1	1	1	1	
36	402	北島町	1	北島町職員旧姓使用取扱要綱 (趣旨)第1条 この要綱は、北島町に勤務する職員(定年前再任用を含む一般職の職員、会計年度任用職員をいう。以下同じ。)が、婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)によって戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を文書等に使用することに関し必要な事項を定めるものとする。 (旧姓の使用) 第2条 職員は、町長に届け出ることにより、法令等に抵触するおそれなく、専ら職員間で使用している文書、簡易な文書等で職務遂行上又は事務処理上誤解や混乱を招くおそれのないものにおいて、旧姓を使用することができる。 藍住町職員旧姓使用取扱要綱	北島町議会	1	3	1	北島町議会会議規則 (欠席の届出)第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1							
36	403	藍住町	1	第2条 職員は、総務課長に届け出ることにより、法令等に抵触するおそれなく、専ら職員間で使用している文書、簡易な文書等で職務遂行上又は事務処理上誤解や混乱を招くおそれのないものにおいて、旧姓を使用することができる。	藍住町議会	1	3	1	藍住町議会会議規則 第2条第2項 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間(双子以上の場合は9週間)を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1						

都 道 府 県	市 区 町 村	市 区 町 村 名			市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 す る 調 査												
					問12-1 議員の出産を欠 席事由として明 記した規定(産休 を含む)がある か。	問12-2 問1で1.を選択 した場合、取得す ることが可能な休 業期間は、次の うちどれか。	問12-3 問1で1.を選択 した場合、出産 に係る産前産後 期間の明記はあ るか。	問12-4 問3で1.を選択 した場合 該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-5 問1で1.を選択した場合、休暇 期間の報酬について減額の規 定はあるか。		問12-6 問5で1.を選択した場合 該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由につ いて1～4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 個別の各事由を明記した規定がある。 2. 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。 3. 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4. 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。 (2及び3の場合を除く。)					
コ ロ ド	コ ロ ド	村 名		議 会 名	1. 明記した規定 がある。 2. 明記した規定 はないが、運用 上認めている。 3. 明記した規定 がなく、運用上も 認めていない。 4. 明記した規定 がなく、過去に事 例がない。	1. 労働基準法65 条の産前産後期 間よりも短い。 2. 労働基準法65 条の産前産後期 間と同等。 3. 労働基準法65 条の産前産後期 間よりも長い。 4. 期間の定めは ない。	1. 産前産後期 間を明記した規 定がある。 2. 産前産後期 間を明記した規 定はない。		1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例		配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他
36	404	板野町	4	板野町議会	1	3	1	板野町議会会議規則 第2条第2項 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間(多児妊 娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内にお いて、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1
36	405	上板町	1	上板町議会	1	3	1	上板町議会会議規則 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由の ため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊 娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内にお いて、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1
36	468	つるぎ町	4	つるぎ町議会	1	2	1	つるぎ町議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事 由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければなら ない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊 娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内にお いて、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1
36	489	東みよし町	1	東みよし町議会	1	3	1	東みよし町議会会議規則 第2条第2項 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6 週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過するまでの 範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	4

調査時点	議会関係は2024年7月1日（その他2024年4月1日）
------	------------------------------

都	道	府	市	区	町	村	市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 する 調 査																	地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)における具体的な役割	
							問12-8 議員の利用することのできる保育施設等が議会に設置または提供されているか。	問12-9 議員の利用することのできる授乳室等が議会に設置または提供されているか。	問12-10 議会におけるハラスメント防止に関する取組(ハラスメント防止に関する議員向け研修を除く。)を行っているか。	問12-11 問12-10で1. を選択した場合、行っている取組みは、次のうちどれか。				問12-12 問12-11で、1. を選択した場合 該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-13 ハラスメント防止に関する議員向け研修を行っていますか。	問12-14 当該研修において、令和4年4月に内閣府が公表した教材動画「政治分野におけるハラスメント防止研修教材」を利用している又は利用する予定はありますか。	問12-15 男女共同参画に関する研修(ハラスメント防止に関するもの以外)を行っていますか。	問12-16 議会において、通称又は旧姓の使用を認めていますか。	問12-17 問16で、1. を選択した場合 該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-18 政治分野の男女共同参画のため に実施していることがあればご記入ください。	問13 男女共同参画担当部局又は男女共同参画センターの具体的な役割が明確に位置づけられているか。	問13-1 左記で、1. を選択した場合 該当部分の規定を記入してください。			
県	コ	コ	イ	イ	ド	ド	名	1. 人員及び場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 専用の場所が設置されている。(常設) 2. 授乳等に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っており、今後、取り組む予定もない。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っており、今後、取り組む予定もない。	1. ハラスメント等防止に関する規定(倫理規定)	2. ハラスメントに関する議員向け相談窓口を設置している	3. その他	その他内容		1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、行う予定である。 3. 行っており、今後、行う予定もない。	1. 研修において利用している。 2. 研修において利用していない又は現在は研修を行っていないが、今後行う研修で利用する予定である。 3. 研修において利用していない又は現在は現在に研修を行っているが、今後行う研修で利用する予定もない。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定もない。	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上も認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。			1. 位置づけられた規定がある。 2. 位置づけられていない。 3. その他(不明等)		
																									0
								0	2	6							8	6	8	3			17		
								0	0	13							8	7	16	1			3		
								24	22										18						
36	201		徳島市					4	4	3								3		2				2	
36	202		鳴門市					4	4	3								2		3				2	
36	203		小松島市					4	2	1	1							1	2	2	4			1	小松島市地域防災計画 1-154 避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。
36	204		阿南市					4	4	3								1	3	3	4			1	阿南市地域防災計画 第17節「避難行動要支援者対策計画」第5「男女共同参画の視点を取り入れた防災対策」 本市は、避難行動要支援者の避難誘導や避難所の運営等において、男女のニーズの違いなど男女双方の視点に配慮した防災対策に努めるものとする。このため、県及び市町村は、男女共同参画の視点から、阿南市防災会議の委員に占める女性の割合を高めるよう取り組むとともに、男女共同参画担当部局が災害対応について庁内及び避難所等における調整連絡を行い、また、男女共同参画センターが地域における防災活動の拠点となるよう、平常時及び災害時における男女共同参画担当部局及び男女共同参画センターの役割について、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し、明確化しておくよう努めるものとする。
36	205		吉野川市					4	4	1	1							1	1	3	2			2	
36	206		阿波市					4	4	3								1	3	3	4				
36	207		美馬市					4	4	1	1							2	2	2	4			2	
36	208		三好市					4	4	2								2	3	2	4			2	
36	301		勝浦町					4	4	2								2	2	2	4			3	
36	302		上勝町					4	4	1		2						1	3	3	4			2	
36	321		佐那河内村					4	2	2								1	3	3	4			2	
36	341		石井町					4	4	3								3		3	3			2	
36	342		神山町					4	4	3								3		2	4			2	
36	368		那賀町					4	4	2								2	2	3	4			2	
36	383		牟岐町					4	4	2								2	2	2	4			2	

都	市	市	市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 す る 調 査													地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)における具体的な役割	
			問12-8	問12-9	問12-10	問12-11			問12-12	問12-13	問12-14	問12-15	問12-16	問12-17	問12-18	問13	問13-1
			議員の利用することのできる保育施設等が議会に設置または提供されているか。	議員の利用することのできる授乳室等が議会に設置または提供されているか。	議会におけるハラスメント防止に関する取組(ハラスメント防止に関する議員向け研修を除く。)を行っているか。	問12-11で1. を選択した場合、行っている取組みは、次のうちどれか。			問12-12で、1. を選択した場合 該当部分の条文(本文)を記入してください。	ハラスメント防止に関する議員向け研修を行っていますか。	当該研修において、令和4年4月に内閣府が公表した教材動画「政治分野におけるハラスメント防止研修教材」を利用している又は利用する予定はありますか。	男女共同参画に関する研修(ハラスメント防止に関するもの以外)を行っていますか。	議会において、通称又は旧姓の使用を認めていますか。	問16で、1. を選択した場合 該当部分の条文(本文)を記入してください。	政治分野の男女共同参画の実施していることがあればご記入ください。	男女共同参画担当部局又は男女共同参画センターの具体的な役割が明確に位置づけられているか。	左記で、1. を選択した場合 該当部分の規定を記入してください。
道	区	府 町	区														
県	村	コ	コ	村				その他内容									
ド	ド	名															
36	387	美波町	4	4	3					3		3	2			3	
36	388	海陽町	4	4	3					3	0	3	4			2	
36	401	松茂町	4	4	1	1			松茂町議会ハラスメント防止条例 全条文該当	1	3	3	4		特になし	2	
36	402	北島町	4	4	3					3		3	1	北島町議会議員の旧姓の使用に関する取扱要綱 (趣旨)第1条 この要綱は、北島町議会議員(以下「議員」という。)が議員活動において旧姓を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。 (定義)第2条 この要綱において「旧姓」とは、婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)により、氏を改めた者の婚姻等の前の戸籍上の氏をいう。 (承認)第3条 議員は、議長の承認を受けたときは、次に掲げる事項を除き、旧姓を使用することができるものとする。 (1) 履歴に関する届出書類 (2) 辞職願 (3) 報酬、費用弁償及びその他支給に関する書類 (4) 源泉徴収票の名義 (5) 叙位及び叙勲の申請 (6) 在職証明書等各種証明書 (7) 全国町村議会議員共済会に関する各種届出書類 (8) その他旧姓の使用によって実務上の混乱が生じるおそれがあると議長が判断するもの		1	北島町地域防災計画 第1節 防災知識の普及・啓発 大規模災害時には町・県・防災関係機関の活動が制約されることが予想されることから、住民一人ひとりが、「自らの身の安全は自らが守ること(自助)」を基本認識とし、平常時より防災についての備えを心がけるとともに、発災時には自らの身を守るよう行動することが重要である。また、災害時には、「初期消火や近隣の負傷者、避難行動要支援者を、地域の人々が協力し合って助けること(共助)」、避難場所での活動、あるいは「町や県など行政が行う防災活動(公助)」への協力など、防災への寄与に努めることが求められる。こうしたことから、防災対策をより一層効果的に行うためには、自助、共助、公助が、それぞれ役割を十分果たすとともに、相互の密接な連携・協働のもとに行う住民をあげての取組が重要であり、住民防災運動として、自主防災組織の組織化の促進と活動の活性化や、既存の自主防災組織、事業所等の自衛消防組織等と協力して住民に防災思想、防災知識を普及・啓発し、防災意識の高揚に努めるとともに、職員に対して災害の防止に必要な教育の徹底を図るものとする。この際、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立にも配慮するものとする。(略) 5 男女共同参画の視点を取り入れた防災対策 町は、避難行動要支援者の避難誘導や避難所の運営等において、男女のニーズの違いなど男女双方の視点到配慮した防災対策に努める。
36	403	藍住町	4	4	3					1	1	3	1	藍住町議会議員旧姓使用取扱要綱 第3条 議員は、議長の承認を受けたときは、別表に掲げる事項を除き、旧姓を用することができるものとする。		2	
36	404	板野町	4	4	3					3		3	4			2	
36	405	上板町	4	4	3					2	2	2	4			3	
36	468	つるぎ町	4	4	3					3		3	4			2	
36	489	東みよし町	4	4	2					2	3	2	4			2	